

「行革甲子園 2018」エントリーシート

【取組の内容】

1 取組事例名

窓口一本化の保安指導で防災体制を強化（新規財源の確保）

2 取組期間

平成 29 年度～（継続中）

3 取組概要

- ・火災発生の高危険性の「危険物」は消防法で市町村長の管轄
 - ・爆発などの高危険性の「高圧ガス」は高圧ガス保安法や液化石油ガス法で都道府県の管轄
- ☆県と市の保安規制の窓口を、消防局に一本化することで事業者の負担を軽減し、法を跨いだ一体的な指導監督を行うことでさらなる保安体制の充実強化を進めている。

4 背景・目的

- ・石油コンビナート地区の危険物や高圧ガスを取扱う石油化学プラントは高度経済成長期に建設されたものが多く、施設の老朽化や技術の伝承といった問題が生じている。
 - ・危険物や高圧ガスの事故件数は高止まり又は増加の傾向である。
- ☆このような状況を打破するため、事業所の負担を軽減しながら効率的に保安体制の強化を進めるもの。

5 取組の具体的内容

☆保安法に関する窓口を消防局予防課に一本化

○保安法に関する権限内容と管轄窓口

法律名	権限	国	県	市消防
消防法	危険物（石油、ガソリンなど）の保安業務			○
石災法※1	石油や高圧ガスを多量に貯蔵する事業所の規制	○		○
火薬類取締法	火薬類の製造、譲渡譲受・消費許可等		○	○※3
高圧ガス保安法	高圧ガス（高い圧力を加えて圧縮したガス）の保安業務		○	★
液化石油ガス法※2	液化石油ガスの販売等の規制		○	★※3

※1 石油コンビナート等災害防止法

※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

※3 火薬類取締法と液化石油ガス法は既に一部の事務を権限移譲済（昭和54年から市町村長委任事務）

★権限移譲

窓口の状況

複数の法に跨る許可申請の窓口対応



申請内容は同一工事

☆同一内容の審査や検査を同時に行い、法を跨いだ指導監督を行うことで事業所の保安体制を効率的に強化

同時検査の状況

消防法の検査



消防法（危険物）と高圧ガス保安法の検査を予防課員が同時に実施

高圧ガス保安法の検査

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

- ・事業所からの複数の法に関する申請に対して、同一部署が窓口となり対応することで、効率的に同時審査と同時検査を行っている。
- ・権限移譲を受けたことにより、行政庁（県・市）の枠を超えた石油化学プラント全体の審査・検査を実施することで、点から線、線から面への広い視野で、より効果的な保安体制の指導を行うことができる。

7 取組の効果・費用

☆同一部署が法を跨いだ同時審査と同時検査を行うことで、審査期間や検査時間を短縮することができ、事業所の工期短縮につながっている。

※**審査期間・検査時間短縮→工期短縮→経費削減**

☆関係事業所等へ法を跨いだ一体的な保安指導を行うことで、防災体制のさらなる充実強化を進めている。

※**総合的な防災体制の確立 → 産業事故の減少**

☆県から権限移譲を受けたことで手数料や交付金収入が1年間で合計約1,000万円以上

※**新規財源の確保**（人役の変更なし）

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

- ・管轄する法が追加されることにより新たな知識や経験が必要となった。
- ・業務量が増加するため既存業務と追加業務の内容を精査し、既存業務の内容を見直した。

9 今後の予定・構想

- ・消防局が既に保有している危険物施設の情報に加えて高圧ガスの情報を得ることにより、化学プラントやガソリン・ガススタンドなどでの火災等の災害対応を迅速に行うことができる。
- ・大規模災害時のコンビナート地区での危険物と高圧ガスの複合災害に備え、関係事業所と公設消防隊の防災体制の連携を強化する。

10 他団体へのアドバイス

- ・同一部署が管轄する法が追加されることにより業務量が増加するが、既存業務と追加業務の内容を精査し同時進行させることで、業務量の増加を必要最小限に抑えることができる。
- ・同一内容で法を跨いだ申請等に効率よく対応するため、審査や検査は同じ担当が対応することがベターである。

1 1 取組について記載したホームページ

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/sbbousai/sboshirase/kouatugasu.html>